

副 本

平成25年(ワ)第758号 不当契約条項使用差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者ネット広島

被告 株式会社早稲田自動車学園

証拠説明書

平成26年9月4日

広島地方裁判所民事第1部1E係 御中

被告訴訟代理人弁護士 渡部 邦 昭



乙号証	標目 (原本・写しの別)	作成者	作成 年月日	立証趣旨
23	定時総会議案書 (写し)	原告	H26.5 頃	本訴提起の経緯を明らかにし、本提起について、法41条書面ならびに請求の趣旨との関係で、法23条等に照らして疑義の存するのではないかとと思われること。
24	適格消費者団体の認定、監督等に関するガイドライン (写し)	消費者庁	H19.2 乃至 H25.7 にかけて作成、改訂されたもの	5頁(ウ)「適正性」についての解釈を明らかにすること。
25	入校資格・手続・料金(ウェブページ) (写し)	被告	H23.5.27	入校手続きや料金などを丁寧にわかりやすく表示していること。

以上